

監 査 第 60 号
令和 7 年 10 月 30 日

請求人 (略) 様

三重県監査委員	村 上	亘
三重県監査委員	長 田	隆 尚
三重県監査委員	石 垣	智 矢
三重県監査委員	伊 賀	恵

住民監査請求について

令和 7 年 9 月 2 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 令和 7 年 8 月 8 日付け県土第 15-527 号「三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」（以下「本件諮問通知」という。）及び令和 7 年 8 月 8 日付け県土第 15-526 号「弁明書の送付及び反論書等の提出について（依頼）」（以下「本件依頼通知」という。）が同時に別々に 2 通の郵便物として送付された。どちらも担当は、三重県県土整備部住宅政策課（以下「住宅政策課」という。）の同じ職員である。住宅政策課からは三重県県土整備部建築開発課（以下「建築開発課」という。）に対して行っている審査請求に関する郵便物が送られてくるので、住宅政策課には「建築開発課を頻繁に訪問したついでに、隣にある住宅政策課を訪問して郵便物があれば受領する。切手代の無駄使いをしないように。切手代も税金でまかなわれてる。」と何度も話している。
- (2) そのような状況であるのに、1 通にまとめて郵送すれば切手代と封筒代

が半分になるのに、わざわざ2通に分けて、別々に、同時に、同じ担当者が郵送している。本件依頼通知は、3件の審査請求分を合わせて同封しており、2通とも普通郵便なので配達証明等の必要がある内容ではない。

- (3) 無駄な公務に通信費・事務費等を充当して行っていることは無駄使いになる。切手代は普通郵便で110円、封筒代は標準的な物で印刷代を含めて50円程度と思われる。以上160円の無駄使いとなる。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「住宅政策課が、本件諮問通知及び本件依頼通知（以下、これらの2件の通知を併せて「本件通知」という。）を請求人に郵送する際、それぞれの文書を別々の封筒に封入して発送したこと（日本郵便株式会社と2通の郵便利用契約を締結したこと）は、違法又は不当な契約の締結にあたるか。」と解した。

2 監査対象部局

三重県県土整備部

3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査等

令和7年9月19日に住宅政策課の調査を実施した。

(2) 請求人の陳述の要旨

（令和7年10月3日陳述、令和7年10月6日付追加陳述書）

ア 本件諮問通知と本件依頼通知は、いずれも1通の封筒でまとめて郵送しても問題のない文書である。請求人は、建築開発課を訪問した際に、住宅政策課にも立ち寄って書類を受け取る旨を以前から住宅政策課職員に伝えており、そうした相手に対して、本件諮問通知と本件依頼通知を2通の封筒に分けて郵送したことは、経費の無駄遣いにあたる。

イ 職員は、コスト意識を持って業務を行わなければならない。

ウ 令和7年10月3日の陳述において住宅政策課公営住宅班の主張は全く「無駄遣い」という認識を持たない主張であった。これでは住民監査請求という制度の根本が疑われるものである。コスト意識の無い公務を行う事に対して三重県監査委員から住民監査請求の本来の趣旨に基づいた決定を行うことを望む。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

(令和 7 年 10 月 3 日陳述)

ア 本件諮問通知と本件依頼通知は、いずれも請求人による審査請求にかかる手続きの一部であるものの、別個独立した手続きであるから、それぞれ別々に請求人に文書を郵送することは、何ら不合理ではない。また、そのことは、発出した文書の日付が近接しているとか、同じ日付であるといった事情に左右されるものではない。

イ 仮に、本件諮問通知と本件依頼通知を一つの封筒に封入して郵送した場合、受け取った住民の取扱い方や開封時の状況によっては、最初に目についた方の文書だけ見て、送付された文書全体が本件諮問通知又は本件依頼通知の一方だけであると誤解したり、封入された 2 つの文書が、それぞれ別個の手続きにかかるものであることを容易に了知できずに混乱したりする恐れがある。

殊に、本件文書のうち本件依頼通知は、請求人において弁明書に対する反論がある場合は、定められた期日までに反論書の提出を依頼するものであり、他の文書と混在することで、その内容が目につかなかったり、誤解されたりすることを避けなければならない性質のものである。

ウ 以上のことから、住宅政策課職員が本件諮問通知と本件依頼通知を別個の郵便物として発送したことに違法又は不当なところはない。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

なお、暦年はすべて令和 7 年であるため、以下、暦年の表記は省略する。

(1) 本件通知の郵送

ア 7 月 30 日、住宅政策課担当職員は、本件通知にかかる起案を行った。

イ 8 月 8 日、本件通知にかかる起案が決裁された。

ウ 決裁後、同担当職員は本件通知を作成し、それぞれの通知を別々の封筒（長型 3 号）に封入した。封入後、住宅政策課の別の職員が、三重県本庁舎 1 階の文書・情報公開課に当該封筒を回付した。

エ 8 月 12 日、本件通知は、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出された。

(2) 本件通知の内容等

ア 本件諮問通知は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき請求人から審査請求があった事案について、三重県情報公開条例（平成

11 年三重県条例第 42 号) に基づき、三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨を、請求人に通知するものであった。添付資料を含め、A4 用紙で 3 枚の文書であった。

イ 本件依頼通知は、上記アの請求人から審査請求があった事案について、請求人に対し、行政不服審査法に基づき処分庁である三重県知事が作成した弁明書(事務担当は建築開発課)の写しを送付するとともに、当該弁明書に対する反論書の提出を、9 月 2 日を期限として依頼する旨を通知するものであった。添付資料を含め、A4 用紙で 7 枚の文書であった。

(3) 郵便料金等

ア 本件通知の郵便料金は 1 通あたり 110 円であり、2 通合計で 220 円であった。

イ 封筒の 1 枚あたりの単価(税込)は、令和 6 年度作成のものは 4.070 円、令和 7 年度作成のものは 6.006 円であった。

(4) 請求人の意向

請求人は、住宅政策課職員に対し、請求人あての文書があれば建築開発課を訪問した際に受け取る旨を伝えており、住宅政策課職員も請求人のこの意向については認識していた。

2 判断

(1) 請求人の主張

本件請求において請求人は、本件通知を 1 つの封筒に封入して発送すれば郵便料金が 1 通分であったところ、それぞれの通知を別々の封筒に封入して発送したため郵便料金が 2 通分となったことを指摘して、税金の無駄遣いであると主張している。

(2) 検討

ア 判断

地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 4 条第 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

地方自治法及び地方財政法は、地方公共団体の支出の必要最少限度性について規定しているが、この支出の最少限度性は、地方財政法第 4

条第 1 項において「その目的を達成するため」と規定されているように、あくまでその行政目的を達成するための支出について要求されるものである。地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択された手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の違反は生じないというべきである。

なお、福岡高等裁判所平成 15 年 8 月 20 日判決においても、同じ趣旨の判示がなされている。

イ 本件の論点

請求人の主張を検討するに、請求人は、日本郵便株式会社との 2 通の郵便利用契約がこれらの条項に反しているなどと主張しているものと解される。

そこで、本件請求に関しては、本件通知を請求人に交付するという目的達成のために、本件通知を 2 つの封筒に封入して 2 通の郵便物として発送するという手段が選択されたものであり、この選択された手段に、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについて検討する。

ウ 裁量権にかかる検討

a 本件通知の郵送

まず、本件通知を郵送したことについて検討する。

法令等の規定について、本件通知に関連する行政不服審査法、三重県情報公開条例等の法令には、通知文書の交付の方法に関する規定はない。

また、公文書の管理について必要な事項を定める三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）においては、第 32 条で、文書の発送等の方法のひとつとして「郵送」を定めており、第 33 条で、本庁課が文書を郵送しようとするときは当該文書を文書・情報公開課に回付すること、及び個別の包装を必要とするものは本庁課で包装することを定めている。上記 1(1)ウで認定したとおり、本件通知は住宅政策課で封入され、文書・情報公開課に回付されており、本件通知の郵送にかかる手続きは、同規程に反するものではない。

ところで、請求人は、住宅政策課職員に対し、請求人あての文書があれば建築開発課を訪問した際に受け取る旨を伝えていたと主張しており、上記 1(4)で認定したとおり住宅政策課職員も請求人の

意向を認識していた。しかし、請求人がいつ建築開発課を訪問するかを予測することは困難であり、請求人あての通知文書を郵送したことは、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件通知を郵送したことについては、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

b 本件通知の２通での郵送

次に、本件通知を２通の郵便物として発送したことにに関して検討する。

県土整備部は、仮に、本件諮問通知と本件依頼通知を一つの封筒に封入して郵送した場合、受け取った住民の取扱い方や開封時の状況によっては、最初に目についた方の文書だけ見て、送付された文書全体が本件諮問通知又は本件依頼通知の一方だけであると誤解したり、封入された２つの文書が、それぞれ別個の手続きにかかるものであることを容易に了知できずに混乱したりする恐れがあり、殊に、本件文書のうち本件依頼通知は、請求人において弁明書に対する反論がある場合は、定められた期日までに反論書の提出を依頼するものであり、他の文書と混在することで、その内容が目につかなかつたり、誤解されたりすることを避けなければならない性質のものであると主張する。これらの主張については、一定首肯できるものであり、本件通知を２通の郵便物として発送したことにに関しては合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件通知を２通の郵便物として発送したことについては、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

c まとめ

以上のことから、本件通知を２通の郵便物として発送したことについて、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されず、上記の他、請求人の請求書、立証書面、陳述等を勘案しても、違法又は不当な財務会計上の行為があったとは言えない。

(3) 結語

よって、本件請求は、理由がないから、上記第１のとおり決定する。